

社会福祉施設等耐震化促進事業（児童福祉施設等耐震改修等経費）補助金交付要綱

- 平成 21 年 12 月 7 日
21 福保子計第 475 号
福祉保健局長決定
(一部改正) 平成 23 年 6 月 14 日
23 福保子計第 2 号
福祉保健局長決定
(一部改正) 平成 24 年 3 月 30 日
23 福保子計第 880 号
福祉保健局長決定
(一部改正) 平成 25 年 7 月 12 日
25 福保子計第 221 号
福祉保健局長決定
(一部改正) 平成 26 年 11 月 14 日
26 福保子計第 526 号
福祉保健局長決定
(一部改正) 平成 27 年 9 月 8 日
27 福保子計第 289 号
福祉保健局長決定
(一部改正) 平成 30 年 10 月 18 日
30 福保子計第 708 号
少子社会対策部長決定
(一部改正) 令和元年 9 月 4 日
31 福保子計第 621 号
少子社会対策部長決定
(一部改正) 令和 3 年 6 月 25 日
3 福保子計第 325 号
少子社会対策部長決定
(一部改正) 令和 3 年 10 月 20 日
3 福保子計第 696 号
少子社会対策部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、児童福祉施設等が、乳幼児等自力での避難が難しい方が多く利用する施設であるとともに、その一部は地震発生時に被災者の受入機能を果たすことから、利用者の安心・安全を確保するために必要な耐震改修又は耐震改築（以下「耐震改修等」という。）を行う施設に対して、東京都がその費用の一部を補助する事業（以下「補助事業」という。）を行うことについて必要な事項を定め、もつ

て、児童福祉施設等の耐震化の推進に資することを目的とする。

(通則)

第2条 この補助金の交付は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、「児童福祉施設等」とは、別表1から別表4までに掲げる施設及び東京都知事（以下「知事」という。）が特に必要と認めた施設をいう。

ただし、国及び地方公共団体が設置する施設を除く。

2 この要綱において、「耐震改修」とは、柱、壁、梁等の補強や増設等の耐震補強に要する工事とする。

3 この要綱において、「耐震改築」とは、既存施設の改築整備（一部改築を含む。）等の耐震補強に要する工事とする。

4 この要綱において、「補助事業者」とは、別表1及び別表3に掲げる施設にあっては耐震改修等を行う児童福祉施設等の設置者をいい、別表2及び別表4に掲げる施設にあっては耐震改修等を行う児童福祉施設等の設置者に補助する区市町村長をいう。（別表1の5については、個人を除く。）

5 この要綱において、「間接補助事業者」とは、区市町村長がこの事業の目的のために補助金を交付する児童福祉施設等の設置者をいう。

(補助対象等)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付は、別表1及び別表3に掲げる施設については知事が児童福祉施設等の設置者に対して行うものとする。ただし、次に掲げる者については補助対象者とはしない。

(1) 国及び地方公共団体

(2) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条台2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員等（暴排条例第2条台3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

(4) 法人その他の団体の代表者、役員又はその他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの。

なお、別表2及び別表4に掲げる施設については、補助事業者が間接補助事業者に対して行うものとする。

2 補助対象施設（以下「対象施設」という。）は、別表1から別表4までに掲げる施設のうち、次の各号に規定する要件をいずれも満たす施設とする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された施設であること。

(2) 都内に所在する施設又は都外に所在する都民対象施設であること。

- (3) 設置者が所有する施設であること。
- (4) 各施設に適用される法律、要綱等の基準に適合する施設であること。
- (5) 「建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図るための基本的な方針」(平成18年国土交通省告示第184号)に定める方法により耐震診断を実施しており、その結果に基づき耐震改修等を行う施設であること。

(補助対象事業等)

第5条 補助対象となる事業は、児童福祉施設等の耐震化を図るため、児童福祉施設等の設置者が対象施設の耐震改修等を次条に規定する補助期間内に契約し、補助期間内に完了する事業とする。

2 第3条第4項に規定する補助事業者ごとの補助対象経費は別表5のとおりとする。

(補助期間)

第6条 補助期間は、令和8年3月31日までとする。

(補助金の交付額)

第7条 この補助金は、別表5に定める算定方法により算出した額を都の予算の範囲内において交付する。

2 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第8条 この補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(第1号様式)その他必要とする書類(以下「交付申請書等」という。)を、別に定める期日までに知事に対し提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 知事は、前条による交付申請があった事業について、適当と認める場合は、第13条の条件を付して補助金の交付を決定し、通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、前条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるとき(間接補助事業者において同様の異議があるときを含む。)は、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請を撤回することができる。

(補助金の請求)

第11条 第13条第13号に定める補助金の額の確定があったときは、補助事業者

は請求書（第2号様式）に必要とする書類を添付し、知事に請求するものとする。

（補助金の交付時期）

第12条 知事は、前条による請求により事業の出来高に応じ、速やかに交付するものとする。

（補助条件）

第13条 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付する。

（1）他の補助金との重複禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

（2）契約

ア 契約の相手方等からの資金提供の禁止

補助対象事業者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金の提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対して行われた指定寄付金を除く。

イ 一括下請負の禁止

補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約についても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

ウ 契約手続の取扱い

補助事業を行うために締結する契約については、別に定める「施設整備費補助に係る児童福祉施設等工事請負等契約手続指導基準」に準じること。

（3）承認事項

ア 補助事業者は、次のいずれかに該当するとき（間接補助事業者において該当するときを含む。）は、あらかじめ変更等承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（ア）補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（イ）補助事業の内容を変更しようとするとき。

（ウ）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

イ 知事は、アの変更等承認申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、承認の可否を設置者に通知する。

ウ 第9条の規定は、イの規定による知事の通知について準用する。

（4）事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、その理由及び遂行の見通し等を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（5）財産処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従

物、並びに取得価格又は効用の増加の価格が単価50万円以上の機械器具等については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年7月12日付厚生労働省告示第384号)に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしてはならない。

(6) 財産の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(7) 財産処分に伴う収入の納付

知事の承認を受けて財産の処分をすることにより補助事業者収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本都に納付させることがある。

(8) 関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(9) 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付の決定後の事情の変更により特別に必要が生じたときは、知事はこの決定の全部又は一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(10) 状況報告

ア 設置者は、事業計画に重大な影響を与える事情が生じたときは、その状況を状況報告書(第4号様式)により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

イ 知事は、必要が生じたとき、補助事業の進捗状況について報告させることがある。

(11) 補助事業の遂行命令等

この要綱の規定による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、知事は、これらに従って補助事業を遂行すべきことを補助事業者に命ずることがある。

この命令に違反したときは、補助事業の一部停止を補助事業者に命ずることがある。

(12) 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、その事実があったときから10日以内又は別に定める期日までに補に補助事業の事業実績報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

ならない。

(13) 補助金の額の確定等

知事は、前号の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(14) 是正のための措置

知事は、前号の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを補助事業者に命ずることがある。

第 12 号の実績報告は、この号の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

(15) 消費税仕入控除税額の報告

補助事業完了後に、消費税の申告により補助事業に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第 6 号様式）により知事に報告しなければならない。

なお、この場合知事は、当該仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させることができる。

(16) 決定の取消し

ア 補助事業者又は間接補助事業者が、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当したときは、知事は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(ア) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(イ) 補助金を他の用途に使用したとき。

(ウ) その他補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件、その他法令若しくはこの要綱の規定に基づく命令に違反したとき。

(エ) 補助金の交付決定を受けた者が第 4 条第 1 項ただし書に該当するに至ったとき。

イ アの規定は、第 13 号の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(17) 補助金の返還

ア 補助事業者は、補助金の交付決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事の指示するところによりその額を返還しなければならない。

イ アの規定は第 13 号の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも同様とする。

ウ 知事はアの規定にかかわらず、前号の規定に基づく取消しをした場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期間を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(18) 違約加算金及び延滞金

ア 補助事業者は、第 16 号により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年 10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

ウ ア及びイに規定する年当たりの割合は、^{うるうどし}閏年の日を含む期間についても 365日当たりの割合とする。

(19) 他の補助金の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、東京都福祉保健局少子社会対策部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 2 月 28 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 12 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年11月14日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年9月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月4日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月23日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表 1

区分	施設種別
1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に基づく次の施設	乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 助産施設
2 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設	婦人保護施設
3 児童福祉法第6条の2第1項に基づく施設	自立援助ホーム
4 認可外保育施設に対する指導監督要綱、事業所内保育施設支援事業補助要綱及び病院内保育所施設整備費補助金交付要綱に基づく施設	ベビーホテル 事業所内保育所 病院内保育所
5 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に基づく施設	小規模住居型児童養育事業所 （ファミリーホーム）

別表 2

区分	施設種別
1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に基づく次の施設	保育所 児童厚生施設
2 学童クラブ事業実施要綱に基づく施設	学童クラブ
3 子育てひろば事業実施要綱に基づく施設	子育てひろば（一般型及び連携型）
4 東京都認証保育所事業実施要綱に基づく施設	認証保育所（A型及びB型）
5 家庭的保育事業等実施要綱に基づく施設	家庭的保育事業等実施場所
6 病児・病後児保育事業費補助金交付要綱に基づく施設	病児・病後児保育事業実施施設
7 小規模保育整備促進支援事業実施要綱に基づく施設	小規模保育事業実施施設

別表 3

区分	施設種別
1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に基づく次の施設	児童養護施設
2 認可外保育施設に対する指導監督要綱、事業所内保育施設支援事業補助要綱及び病院内保育所施設整備費補助金交付要綱に基づく施設	ベビーホテル 事業所内保育所 病院内保育所

別表 4

区分	施設種別
1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に基づく次の施設	保育所
2 東京都認証保育所事業実施要綱に基づく施設	認証保育所（A型及びB型）
3 家庭的保育事業等実施要綱に基づく施設	家庭的保育事業等実施場所
4 病児・病後児保育事業費補助金交付要綱に基づく施設	病児・病後児保育事業実施施設
5 小規模保育整備促進支援事業実施要綱に基づく施設	小規模保育事業実施施設

別表 5

1 事業内容	2 補助対象経費	3 算定方法
耐震改修等	施設利用者の安全を確保するために必要な改修を行う建物で地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いもの（注1）の耐震改修費	<p>(1) 別表1に掲げる施設の耐震改修を行う児童福祉施設等の設置者 別に定める補助対象面積に別に定める補助単価を乗じて得た額と、工事費又は工事請負費（注3）及び工事事務費（ただし、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を上限とする。以下同じ。）の実支出額（ただし、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額がこれを下回る場合はその額。以下同じ。）とを比較して、少ない方の額に8分の7を乗じて得た額（ただし、保育所のうち、保育所等整備交付金又は子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）により補助が受けられる事業については8分の5を乗じて得た額）。</p>
	(2) 別表2に掲げる施設の耐震改修を行う児童福祉施設等の設置者に補助する区市町村長 (1)に掲げる算定方法により補助した額の全額	
	施設利用者の安全を確保するために必要な改修を行う建物で地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるもの（注2）の耐震改修費	<p>(1) 別表1に掲げる施設の耐震改修を行う児童福祉施設等の設置者 別に定める補助対象面積に別に定める補助単価を乗じて得た額と、工事費又は工事請負費（注3）及び工事事務費の実支出額とを比較して、少ない方の額に16分の13を乗じて得た額（ただし、保育所のうち、保育所等整備交付金又は子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）により補助が受けられる事業については16分の9を乗じて得た額）。</p>
	(2) 別表2に掲げる施設の耐震改修を行う児童福祉施設等の設置者に補助する区市町村長 (1)に掲げる算定方法により補助した額の全額	
	施設利用者の安全を確保するために必要な改修を行う建物で地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いもの（注1）の耐震改修期間中に代替的に利用する仮施設整備費	<p>(1) 別表1に掲げる施設の耐震改修を行う児童福祉施設等の設置者 別に定める補助基準額と、仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費（注3）及び工事事務費の実支出額とを比較して、少ない方の額に8分の7を乗じて得た額（ただし、保育所のうち、保育所等整備交付金又は子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）により補助が受けられる事業については8分の5を乗じて得た額）。</p>

		(2) 別表2に掲げる施設の耐震改修を行う児童福祉施設等の設置者に補助する区市町村長 (1)に掲げる算定方法により補助した額の全額
施設利用者の安全を確保するために必要な改修を行う建物で地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるもの(注2)の耐震改修期間中に代替的に利用する仮施設整備費	(1) 別表1に掲げる施設の耐震改修を行う児童福祉施設等の設置者 別に定める補助基準額と、仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費(注3)及び工事事務費の実支出額とを比較して、少ない方の額に16分の13を乗じて得た額(ただし、保育所のうち、保育所等整備交付金又は子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)により補助が受けられる事業については16分の9を乗じて得た額)。	(2) 別表2に掲げる施設の耐震改修を行う児童福祉施設等の設置者に補助する区市町村長 (1)に掲げる算定方法により補助した額の全額
	(2) 別表2に掲げる施設の耐震改修を行う児童福祉施設等の設置者に補助する区市町村長 (1)に掲げる算定方法により補助した額の全額	
施設利用者の安全を確保するために必要な改修等を行う建物で地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いもの(注1)の耐震改修等期間中に代替的に利用する仮施設を整備する際の土地借料	(1) 別表3に掲げる施設の耐震改修等を行う児童福祉施設等の設置者 別に定める補助基準額と、土地借料の実支出額(ただし、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額がこれを下回る場合はその額。以下同じ。)とを比較して、少ない方の額に8分の7を乗じて得た額(ただし、保育所のうち、保育所等整備交付金又は子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)により補助が受けられる事業については8分の5を乗じて得た額)。	(2) 別表4に掲げる施設の耐震改修等を行う児童福祉施設等の設置者に補助する区市町村長 (1)に掲げる算定方法により補助した額の全額
	(2) 別表4に掲げる施設の耐震改修等を行う児童福祉施設等の設置者に補助する区市町村長 (1)に掲げる算定方法により補助した額の全額	
施設利用者の安全を確保するために必要な改修等を行う建物で地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるもの(注2)の耐震改修等期間中に代替的に利用する仮施設を整備する際の土地借料	(1) 別表3に掲げる施設の耐震改修等を行う児童福祉施設等の設置者 別に定める補助基準額と、土地借料の実支出額とを比較して、少ない方の額に16分の13を乗じて得た額(ただし、保育所のうち、保育所等整備交付金又は子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)により補助が受けられる事業については16分の9を乗じて得た額)。	(2) 別表4に掲げる施設の耐震改修等を行う児童福祉施設等の設置者に補助する区市町村長 (1)に掲げる算定方法により補助した額の全額
	(2) 別表4に掲げる施設の耐震改修等を行う児童福祉施設等の設置者に補助する区市町村長 (1)に掲げる算定方法により補助した額の全額	

(注1) 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いものとは、別に定める基準による。

(注2) 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるものとは、別に定める基準による。

(注3) 工事費又は工事請負費については、次に掲げる費用は補助の対象としないものとする。

- 1 土地の買収又は整地に要する費用
- 2 既存建物の買収
- 3 その他、施設整備費として適当と認められない費用

社会福祉施設等耐震化促進事業（児童福祉施設等耐震改修等経費）補助金
交付要綱実施細目

平成 21 年 12 月 7 日
21 福保子計第 475 号
少子社会対策部長決定
(一部改正) 平成 24 年 3 月 30 日
23 福保子計第 895 号
少子社会対策部長決定
(一部改正) 平成 25 年 7 月 8 日
25 福保子計第 222 号
少子社会対策部長決定
(一部改正) 平成 26 年 11 月 14 日
26 福保子計第 647 号
少子社会対策部長決定
(一部改正) 平成 27 年 9 月 8 日
27 福保子計第 290 号
少子社会対策部長決定
(一部改正) 平成 28 年 9 月 30 日
28 福保子計第 819 号
少子社会対策部長決定
(一部改正) 令和 3 年 6 月 23 日
3 福保子計第 325 号
少子社会対策部長決定

社会福祉施設等耐震化促進事業（児童福祉施設等耐震改修等経費）補助金の交付については、社会福祉施設等耐震化促進事業（児童福祉施設等耐震改修等経費）補助金交付要綱（平成 21 年 12 月 7 日付 21 福保子計第 475 号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この細目に定めるところによる。

第 1 交付要綱別表 5（第 5 条関係）の別に定める補助対象面積、補助単価及び補助基準額は、次のとおりとする。

1 耐震改修費補助

(1) 補助対象面積

各事業における補助対象面積は、施設利用者の安全を確保するために必要な建物の耐震改修を実施する延べ面積（㎡）とする。

(2) 補助単価

ア 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いもの
補助単価は、56,300 円/㎡とする。

イ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるもの
補助単価は、51,200円/m²とする。

2 仮施設整備費補助

補助基準額は施設種別ごとに、別表のとおりとする。

3 土地借料補助

補助基準額は、一施設あたり、3,000,000円とする。

第2 交付要綱別表5（第5条関係）の別に定める基準は、次のとおりとする。

1 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いもの

(1) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等

建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行。以下「新耐震基準」という。）前の基準により建築された建物で、鉄筋コンクリート造、鉄骨・その他造の構造耐震指標（以下「I_s値」という。）が0.3に満たないこと、若しくは保有水平耐力に係る指数（以下「q値」という。）が0.5に満たない建物。又は、これと同等の基準に満たない建物。

なお、補強後の当該建物に係るI_s値がおおむね0.7を超え、かつq値が1.0を超え、又は当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められなければならない。

(2) 木造の建築物等

新耐震基準前の基準により建築された建物で、木造の構造耐震指標（以下「I_w値」という。）が0.7に満たない建物。又は、これと同等の基準に満たない建物。

なお、補強後の当該建物に係るI_w値がおおむね1.1を超え、又は当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められなければならない。

2 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるもの

(1) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等

前項の基準に満たない建物のうち、建築基準法における新耐震基準前の基準により建築された建物で、鉄筋コンクリート造、鉄骨・その他造のI_s値が0.7に満たないこと、若しくはq値が1.0に満たない建物。又は、これと同等の基準に満たない建物。

なお、補強後の当該建物に係るI_s値がおおむね0.7を超え、かつq値が1.0を超え、又は当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められなければならない。

(2) 木造の建築物等

新耐震基準前の基準により建築された建物で、I_w値が0.7以上、1.1に満たない建物。又は、これと同等の基準に満たない建物。

なお、補強後の当該建物に係るI_w値がおおむね1.1を超え、又は当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められなければならない。

附 則
この細目は、平成21年4月1日から適用する。

附 則
この細目は、平成24年4月1日から適用する。

附 則
この細目は、平成25年4月1日から適用する。

附 則
この細目は、平成26年4月1日から適用する。

附 則
この細目は、平成27年9月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則
この細目は、平成28年9月30日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則
この細目は、令和3年6月23日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表

1 保育施設

	定員数	補助基準額
保育所 認証保育所（A型及びB型） 家庭的保育事業等実施場所 病児・病後児保育実施施設 ベビーホテル 小規模保育事業実施施設 事業所内保育所 病院内保育所	20名以下	3,212,000円
	21～30名	3,920,000円
	31～40名	4,752,000円
	41～70名	6,600,000円
	71～100名	9,900,000円
	101～130名	11,880,000円
	131～160名	14,850,000円
	161～190名	16,236,000円
	191～220名	18,942,000円
	221～250名	21,648,000円
	251名以上	24,354,000円

2 児童入所施設

	補助基準額（定員一人あたり）
乳児院	370,000円
母子生活支援施設	1,370,000円
児童養護施設	580,000円
助産施設	660,000円
婦人保護施設	790,000円
自立援助ホーム	660,000円
小規模住居型児童養育事業所 （ファミリーホーム）	660,000円

※母子生活支援施設及び婦人保護施設については、「1人当たり」を「1世帯当たり」と読みかえる。

3 児童厚生施設等

	補助基準額（一施設あたり）
児童厚生施設	30,900,000円
学童クラブ・子育てひろば(一般型及び連携型)	1,322,000円